

## 水を貯え、災害に強い森林づくり事業実施要領

平成23年7月1日  
環境森林部森林経営課

### 第1 目的

森林の有する水源涵<sup>かん</sup>養や山地災害防止等の公益的機能を持続的に発揮させるため、公益上重要な森林（市町村長が地域住民等の意見を聞いて整備すべき森林を指定）を対象に、荒廃林地等への広葉樹造林や、伐採後の速やかな再生造林を推進することにより、公益的機能の高い森林づくりを推進する。

### 第2 事業内容

#### 1 広葉樹造林等推進事業

水源地等の上流域で放置された森林を対象に広葉樹造林、下刈及びその付帯施設整備を行い、森林機能の早期回復を図る。

#### 2 水土保持の森林づくり事業

伐採後の裸地化による水土保持機能の低下を防止するため、伐採後速やかに植栽を行う。

### 第3 事業の対象及び実施要件

1 第2の1の事業の対象となる森林は、公益的機能の高度発揮が求められる森林で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。

- (1) ダムや生活用水等の水源地上流域の森林
- (2) 集落や公共用施設等への土砂崩壊又は流出のおそれのある森林
- (3) その他緊急に整備を要する森林

2 第2の2の事業の対象となる森林は、水源涵養又は山地災害防止機能の高い別表1に定める森林に加え、第3の1に規定する森林とする。

3 実施要件は別表2のとおりとする。ただし、治山事業等を実施中の森林又は計画のある森林、分収林は除くものとする。

### 第4 整備区域の指定

1 第2の1及び2のうち第3の1に規定する森林において事業の実施を希望する市町村長（以下「市町村長」という。）は、整備区域の指定承認申請書（別記様式第1号）（以下「承認申請書」という。）に必要な書類を添えて、当該施行地を管轄する西臼杵支庁及び各農林振興局長（以下「支庁長等」という。）を經由して知事に提出するものとする。

2 知事は、承認申請書を受理したときは、当該承認申請書を審査の上、承認の適否を決定し、当該市町村長に通知するものとする。

### 第5 協定の締結

事業実施主体は、市町村長、土地所有者等と協定（別記様式第1-1号、第1-2

号)を締結するものとする。ただし、第2の1に係る下刈り事業については、この限りではない。

#### 第6 事業計画

事業の実施を希望する事業実施主体は、事業計画書(別記様式第2号)を、原則として、事業実施年度の7月末日までに市町村長及び管轄の支庁長等を経由して知事に提出するものとする。

#### 第7 事業の実施

事業実施主体は、第5の協定を締結した後に、速やかに知事に対して、補助金交付申請を行うものとする。

#### 第8 竣工検査

宮崎県森林整備事業(造林)補助金交付要綱(平成14年4月1日定め。以下「森林整備事業交付要綱」という。)に基づく検査をもって竣工検査を実施したものとみなし、支庁長等は、森林整備事業交付要綱に基づく検査調書の写しを環境森林部長に提出するものとする。

#### 第9 補助金交付申請書の作成

水を貯え、災害に強い森林づくり事業補助金交付要綱(平成23年7月1日定め。)第4条第1項の(4)で定める必要とする書類は次のとおりとする。

ア 第5で締結した協定の写し

イ 森林整備事業交付要綱に基づく知事からの交付決定及び交付確定通知書の写し

ウ 森林整備事業交付要綱に基づく造林(保育)事業実行調査報告書の写し

#### 第10 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成23年度から令和6年度までとする。

#### 第11 県の助成

県は、別に定めるところにより、予算の範囲内において、この事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

##### 附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度予算に係る水を貯え、災害に強い森林づくり事業から適用する。

##### 附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度予算に係る水を貯え、災害に強い森林づくり事業から適用する。

##### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る水を貯え、災害に強い森林づくり事業から適用する。

##### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る水を貯え、災害に強い森林づくり事業から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る水を貯え、災害に強い森林づくり事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度予算に係る水を貯え、災害に強い森林づくり事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度予算に係る水を貯え、災害に強い森林づくり事業から適用する。

別表1

## 水源かん養、山地災害防止機能の高い森林

市町村	旧市町村	区分	森林の所在(該当林班)
高千穂町	-	水源かん養機能	21,23,27-36,38,56-59,69,73,75,78-83,98,99,116,118,123,132-138,155-168,170-172,177,179,186-254
		山地災害防止機能	1,7,8,13,15,19,21,23-28,31,32,34,36-40,45,47-53,55-60,62,63,65-75,87-95,101-104,106-115,117,119-129,131,132,134,135,137,140,141,149-155,157,158,161,162,165-168,170-174,179,181-186,188,189,192-195,197-200,206-218,220-222,226,227,229-232,234-243,246,247,249,251-254
日之影町	-	水源かん養機能	3-14,21,33-57,63-74,76-80,90,93-104,107,119-121,123,130,133-136,153,168-204,209-211,224-300
		山地災害防止機能	2,3,16-18,22-24,26-29,34-37,40,42-46,48,52,53,55-58,60,61,63-66,68,70,72-86,88-92,94-104,106-109,111-121,126-132,134-136,140-143,148,150,151,153-157,159,160,162,165-172,175-177,179-191,193-195,201,204-212,214-217,220,223-227,230,231,233-250,255-262,266,268,269,271,274,276-278,282,283,287,288,291-299
五ヶ瀬町	-	水源かん養機能	6,13-15,19,22-26,37,38,42,57,61,62,69,70,75-81,83-93,97-106,109-143,146,149,150,152-155,158,166-168,171-177,179-183,187,188,194-197,201,202,208
		山地災害防止機能	1-4,6-16,18-28,31-36,39,40,43-45,47-49,51,53,54,56,57,59,60,63,64,67-70,72,73,76-78,81-84,86,88,89,92-94,99-101,105-109,111-114,116-122,124-130,132-136,140-153,156-162,166,170,171,174,175,177-179,182,184-186,190-195,199,201,202,205,206,208,211-213
延岡市	延岡市	水源かん養機能	27,49-59,62,63,68-70,73-77,79,85-89,94-98,101-106,108,109,111-114,120,126,164,187-191,196,197,200,218-220,222-226,232-235,249
		山地災害防止機能	11,14,18-20,22,23,25-29,31-39,42,44,45,47-49,54,55,57,60,61,63,68,71,72,77,80,83-86,90-97,100,104-109,111-114,116-122,124-134,137,139,145,151,153,156,157,159-161,167-169,171,172,175-178,180,183,187,189,190,192-195,197,199,200,202-204,206,209-212,217,219-227,229-232,234-238,240-242,244-246,248,253-255
	北方町	水源かん養機能	14,15,17-30,37-52,62-74,76-81,87-94,98,99,106-108,110,111,147,149,156-162,192,212,216-220
		山地災害防止機能	1,7-9,12,13,15-18,20-22,26-30,32-37,42,43,50,51,53-64,66-76,78-80,84-87,90,93-112,114-121,123,125,130-139,141-143,146-151,155,158-161,163,166-181,184-186,188-197,200-204,206,207,210-212,214,215,219-221,226-228
	北川町	水源かん養機能	1-27,32,39-41,43-51,62-64,76-79,81,86-88,93-106,108-111,117,130,131,135-141,148,150-152,161-169,171,173-176,185-196,198,203,205-213,221-223,241
		山地災害防止機能	3,7-11,13,14,16-18,20,21,24,28,29,31-38,40,42,43,45,48-53,55,56,59-61,65,66,68-70,72,73,81,82,84,85,88,89,91-93,95,97-105,115,119,121-130,132-136,140-142,144-149,151-153,168-175,177,179-182,184,185,187,191,193,196-199,208,209,211,212,218,219,221,222,224-228,230,231,233-242
	北浦町	水源かん養機能	12,13,32-38,56,57,60-64,66-78,80,84,88,90-94,99-101
		山地災害防止機能	3,4,6-8,10-22,24-26,29-31,40,44-47,49,51,55-60,65-67,69,72,75,78,81-85,87-92,94-99,101,102
日向市	日向市	水源かん養機能	48,49,56,59-61,67,72-75,77-81,95
		山地災害防止機能	24-27,29,33,36,37,41,42,48,66,67,73,76,78,83,91,93,95,99,100,102
	東郷町	水源かん養機能	2,8,9,12,14,24-27,30,47,49,51,52,54,57,59,60,62,66,68-70,72,74,75,77,83,84,90,92,97-141,143,147-149,155,156,158,165,166,174,175,183,186,190,193,206-219,222,225
		山地災害防止機能	6,15,30,32,35-37,39,42,45,51,52,55,58-60,62-64,68,69,71,83,84,92,93,95,97-102,106,108-111,114,117-122,131,133,134,138,139,141,142,145,149,156,158,179,185,191,193,203,204,225
門川町	-	水源かん養機能	5-7,11-13,15-31,34-44,47-49,51-54,56-59,62-92,95,97-110,112,113,128-133,150
		山地災害防止機能	2,3,7,8,20-23,25,27-29,38,43,45,50-52,58-62,64,65,70,71,82,88,91-93,96,108,111,112,115,116,118,119,122,125,128,133,145,146,149,150

別表1

## 水源かん養、山地災害防止機能の高い森林

市町村	旧市町村	区分	森林の所在(該当林班)
美郷町	南郷村	水源かん養機能	1-181
		山地災害防止機能	1-3,7-16,19-22,25-49,51-59,62-66,68-77,82,83,89,90,93,97,98,100,102-108,111-113,115-139,145,148-152,154-157,161-163,178,181
	西郷村	水源かん養機能	1-175
		山地災害防止機能	1,5,7,8,10,11,13-17,19-28,30-41,43-45,47,51-57,59,62-67,69-72,77,80,85-90,95-97,99-102,106,107,109-116,118,120-129,134,136-138,140-143,146,147,149,152,154-156,159,162,163,166,167,169,170,173,174
	北郷村	水源かん養機能	5,7,8,10,11,13-19,21,24-31,33-38,41,42,49-57,60-76,79-98,103,106-120,122,126-130,133,135-137,139-150,153-157
		山地災害防止機能	1,4,6,9-14,17-20,22-24,27,30-32,34,36,39-59,68,69,76-80,82,85-92,94-104,112,114,122,127,129,138,142-147,151,156,157
諸塚村	-	水源かん養機能	1-3,6-8,10-15,17-20,23,24,28-38,41-49,51-95,98-119,122-124,126,127,130-132,135-137,139-200,202-257,260
		山地災害防止機能	1-10,13,15,16,20,21,23-25,27-29,31,33,36-39,43-45,48,49,51-53,57-62,64-66,69,72-77,79-81,83,84,86,89,91-96,99,103,104,106,107,109-112,114-116,120,121,123-125,128-131,133-146,148,153,166-177,179,180,182,183,187-192,201-209,211-220,222-229,231,233,235,236,239,242-249,251,252,256,258,259
椎葉村	-	水源かん養機能	1-95,97,98,100-144,146-624
		山地災害防止機能	2,3,11-21,26,27,31-33,45,46,50,51,55,56,63-77,87,89,92-95,97,98,101-104,107,115,116,120-122,129,130,135,142,147,149,152,153,157-159,168-172,174,175,183,184,187,196,198-200,203,206-208,211,213-219,221-223,229-231,233,234,240,243,246-250,257,260,261,266-268,271-274,277-284,294,296,297,306-312,319,320,322-327,334,335,337-340,342,343,345-364,366,367,369,375,376,379-391,393,404-406,409,412,413,418-421,425,426,430-442,444,445,448,451,454,456,463,464,466-469,481,482,488,489,491,494,495,497,498,500,501,510-512,515-518,523-529,536,543-545,551,552,555-569,575-580,583-591,598,599,601,602,613-617,619-621,623
西都市	-	水源かん養機能	1-184,195-197,200,217,219-221,228-231,243,244,246-249,254,262,263,265,266,268,269,274,279-290,293,296-299,302-304,307-334,336-339
		山地災害防止機能	2,5,8,9,11,14-17,19-21,23-32,35,36,39,40,43,48,53,55-57,66-69,76-79,86-89,102-106,108-110,112,113,115,118-120,125-128,131,139,142,143,147,154,157,159,160,165,171,173,175-179,181-184,187,191,196-198,201-211,214,224,232,235-240,242,244,247,249,254,259,261,265,266,268-271,279,280,283-287,289,292,293,295,296,299,301-303,305,306,308-316,318-321,326,328,330
高鍋町	-	水源かん養機能	1,2,6
		山地災害防止機能	1-5,7,8,22,24
新富町	-	水源かん養機能	11-14
		山地災害防止機能	8-11,13-18,20,22
西米良村	-	水源かん養機能	1-112,115-288
		山地災害防止機能	6,7,11,29,38,50,56,57,60,61,63,64,66,69-75,77,79,80,82-85,87,90,91,93,94,96,102,103,105,106,108,112,124-130,138-141,144-152,154,155,159-161,163,167-179,181-192,194-196,203,204,206,215,219-221,229,233,236,237,239,241-244,246,247,249-255,257-270,272,279,282-285
木城町	-	水源かん養機能	2,3,11-13,17,18,20-42,46-64
		山地災害防止機能	1,7-10,13,14,17,22,25-29,33-40,52-54,56-58,60-63
川南町	-	水源かん養機能	11,20-28
		山地災害防止機能	5-7,13-15,17,18,20,22,25,27

別表1

## 水源かん養、山地災害防止機能の高い森林

市町村	旧市町村	区分	森林の所在(該当林班)
都農町	-	水源かん養機能	10,13,23,24
		山地災害防止機能	2,9,15,16,20,22-24
宮崎市	宮崎市	水源かん養機能	9,10,20,28,34,39,41,54,106-108
		山地災害防止機能	1,3,6,7,11,14,15,17,20-23,25,28,29,31,32,38-41,43,47-49,53-55,57,60,62,70,76-78,85-88,91-93,98,99,101,103-113,115,116,122,125-129,132-134
	清武町	水源かん養機能	1,5-7,11,13,14,19,21,22
		山地災害防止機能	1-9,16,18,19,24-26
	田野町	水源かん養機能	8,9,13
		山地災害防止機能	1-8,11,12,14,16,18-24
	佐土原町	水源かん養機能	2,6-9,12,19,22,23
		山地災害防止機能	3-5,7-12,14,15,17-20,28-30,32-34
	高岡町	水源かん養機能	7,12-15,18-20,22,23,27-35,41,43,54,55,58,59,67,71,75,76
		山地災害防止機能	1-3,6,7,9,11,13,14,16,17,24,26-37,39-51,54-57,60,61,65,67,73,74,77-79
国富町	-	水源かん養機能	1,3-9,16-18,25-29,39,42,43,46,47,49
		山地災害防止機能	2,4-7,9-15,17,20,22,24-27,30,32-43,45,46,48
小林市	小林市	水源かん養機能	5,10-15,18-34,36,37,42,44-59,62
		山地災害防止機能	2-12,15,16,19-21,23,31-34,36,39-43,45,48,50,51,54-57,60,62
	野尻町	水源かん養機能	1,3-20,27-30,32-35,37-43
		山地災害防止機能	1,3-12,14,15,19,20,22-35,37-39,41,42
	須木村	水源かん養機能	1-24
		山地災害防止機能	2,5,8,13-16,18-20,23,25-28
えびの市	-	水源かん養機能	1,3-9,11-13,15,19,22,23,26-30,32-34,37,38,42,46,47,49-51,55,58,61-64,66,72,74-77,82-144
		山地災害防止機能	1,3,5-9,11-22,24-31,33-36,38-43,46,48,49,51-56,59,61-63,66-72,75,77,79,83,84,87-91,99-103,116,117,128
綾町	-	水源かん養機能	1,5,6,12,13,19,31-47,51-64
		山地災害防止機能	1,4,5,10-13,15-24,28-30,32,36-38,40,41,43-49,51-53,57-63

別表1

## 水源かん養、山地災害防止機能の高い森林

市町村	旧市町村	区分	森林の所在(該当林班)
高原町	-	水源かん養機能	1-5,8-11,18,20,33-36
		山地災害防止機能	1,3-5,7,9-11,14-17,19-21,25-29,31-35
都城市	都城市	水源かん養機能	22,25,26,46-48,68-73,75,78-96,102,104,108,122
		山地災害防止機能	5,8,12,16,18-20,22-26,28-34,36-39,41,43-57,60,61,63-66,68-72,74-79,81,83-89,93,99,103-111,113,115-119,121,122
	山之口町	水源かん養機能	1,2,6,16,18
		山地災害防止機能	2-8,10,11,13,14,17,18
	高城町	水源かん養機能	1-4,6-11,13,15
		山地災害防止機能	1-8,10,11,14-16
	山田町	水源かん養機能	3-6,10-12,15-23,25-28
		山地災害防止機能	1-8,10-14,16-21,24,28,29,31,32,35-37
	高崎町	水源かん養機能	4,7-9,11,13,15,20-23,27,28,35,37,38,43-52
		山地災害防止機能	2,3,5-7,12,13,15-21,24,31-34,36,37,39-42,45,46,48,49,51,52
三股町	-	水源かん養機能	2-31,45,47-51,55,68
		山地災害防止機能	1,3,4,12-15,18,22-26,31,32,35-37,39,41,43,45-58,60-68
日南市	日南市	水源かん養機能	12,40,86-89,98,99,103,115,132,138,155-158,167,169-184,217,218,230
		山地災害防止機能	5-10,12,13,16-18,21-25,27-30,33,35,37-40,42,44,45,47-49,51,53-55,59-61,64,69-71,73-77,80-83,85-96,100-103,105-107,109,110,113,114,116,119,122,124-128,130,132-135,137,139-141,143,147,155,157-159,161-170,177-179,181-183,185-187,201-205,207,208,211-218,223-226
	北郷町	水源かん養機能	3,4,17-19,49
		山地災害防止機能	1,2,4-8,10-13,16-19,21-31,33,34,36-45,47,49-52,54
	南郷町	水源かん養機能	33,58,59
		山地災害防止機能	1,2,4,7-10,12,13,15,16,18,20-47,49-51,55-59
串間市	-	水源かん養機能	2,3,6-11,28,29,51,73,90-99,101-103,110,123,126,139,160,171,174-183,186,203
		山地災害防止機能	6-10,12-16,19,20,23-30,32,34-39,41,43-46,49-53,56,58-61,63,65-69,72-74,76,78,79,82,83,85,88,89,91,100-106,108,111-113,115,116,119,124-139,143,151-156,158-165,167-177,180-192,194-196,199,200,202,204,205

別表 2

事業名	実施要件
広葉樹造林等推進事業	次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)に該当する場合とする。 (1) 伐採後3年以上放置された森林 (2) 「要整備森林」に指定されている森林 (3) 自然災害等により土砂崩壊の危険性の高い森林 (4) 植栽後、皆伐及び林地以外に転用しないことを確約できること
水土保持の森林づくり事業	次のいずれにも該当する場合とする。 (1) 人工林伐採後、概ね1年以内に行う再造林であること (2) 適地適木の原則を踏まえた樹種による再造林であること (3) 植栽後、樹種毎に市町村森林整備計画により定められた標準伐期齢に10年を加えた林齢まで皆伐及び林地以外に転用しないことを確約できること



別記

様式第1-1号（要領第2の1 広葉樹造林等推進事業関係）

水を貯え、災害に強い森林づくりに関する協定書

〇〇市（町村）（以下「甲」という。）と土地所有者〇〇〇（氏名）（以下「乙」という。）と事業実施者〇〇〇（氏名）（以下「丙」という。）は、広葉樹造林等推進事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、第3条に掲げる森林について、水源かん養、県土の保全など森林の持つ公益的機能を高度に発揮させることを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲、乙、丙協議のうえ、この協定を更新することができる。ただし、協定の期間の短縮を除くものとする。

（対象とする森林）

第3条 協定の対象とする森林は、下記のとおりとする。

森林の所在地	林班	小班	面積	植栽予定樹種及び本数	備考

（整備の内容）

第4条 丙は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、対象森林及び周囲の状況を踏まえつつ、人工造林、下刈を実施する。

（補助金の申請等）

第5条 第4条に定める事業に要する補助金の交付申請は、丙がこれを行う。

2 対象森林に対する公租公課、若しくは林道その他の公共施設の設置に伴い課される受益者負担は、乙が負担する。

（当事者の義務）

第6条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）甲の義務

丙が実施する事業が円滑に推進されるよう調整を図ること。

（2）乙の義務

ア 丙が実施する事業に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ 協定の期間中は対象森林を非皆伐施業とすること。

ウ 第4条に定める整備を行ったことを示す表示板を、丙が設置することを申し出たときは、その設置を認容すること。

エ 対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理に当たること。

（3）丙の義務

第4条に定める事業を実施し、事業に要する補助金の交付申請を行うこと。

（災害等による損害）

第7条 事業実施中及び完了後、火災、天災その他甲及び丙の責に帰し得ない事由により対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

2 事業完了後、対象森林の林相が著しく変化したり、または立木その他に損害を生じる場合にあっては、甲及び丙はその責任を負わない。

(協定の承継等)

第8条 乙はこの事業を実施した森林を第三者に譲渡した場合、及び新たな権利を設定した場合、若しくは相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定の承継を行うものとする。

2 前項の場合において、譲渡を受けた者、及び新たな権利関係者がこの協定の承継を拒んだときは、乙は、補助金相当額を知事に返還するものとする。ただし、相続により所有権の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだときは、所有権の移転を受けた者が補助金相当額を知事に返還するものとする。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(特別の事情による協定の失効)

第9条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供される時。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第6条第2号の義務に違反したときは、丙は補助金相当額を知事に返還するものとし、乙は当該返還に係る費用を負担するものとする。

(協定終了後の施業方法)

第11条 乙は、協定が終了した後においても、第1条の目的の達成を図るため、対象森林を非皆伐施業とする。

(ボランティア等への活動場所の提供)

第12条 乙は、事業を実施した箇所について、森林ボランティア等の活動の場として無償で提供し、ボランティア活動に積極的に協力するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項については、別途甲、乙、丙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

また、丙は補助金交付申請において本協定書の写しを知事に提出するものとする。

年 月 日

甲 市町村長

乙 住所  
土地所有者氏名

丙 住所  
事業実施者氏名

様式第1-2号（要領第2の2 水土保持の森林づくり事業関係）

水を貯え、災害に強い森林づくりに関する協定書

〇〇市（町村）（以下「甲」という。）と土地所有者〇〇〇（氏名）（以下「乙」という。）と事業実施者〇〇〇（氏名）（以下「丙」という。）は、水土保持の森林づくり事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、第3条に掲げる森林について植栽し、水源かん養、県土の保全など森林の持つ公益的機能を高度に発揮させることを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。  
2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲、乙、丙協議のうえ、この協定を更新することができる。ただし、協定の期間の短縮を除くものとする。

（対象とする森林）

第3条 協定の対象とする森林は、下記のとおりとする。

森林の所在地	林班	小班	面積	植栽予定樹種及び本数	備考

（整備の内容）

第4条 丙は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、対象森林及び周囲の状況を踏まえつつ、人工造林等を実施する。

（補助金の申請等）

第5条 第4条に定める事業に要する補助金の交付申請は、丙がこれを行う。  
2 対象森林に対する公租公課、若しくは林道その他の公共施設の設置に伴い課される受益者負担は、乙が負担する。

（当事者の義務）

第6条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）甲の義務

丙が実施する事業が円滑に推進されるよう調整を図ること。

（2）乙の義務

ア 丙が実施する事業に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ 協定の期間中は対象森林を非皆伐施業とすること。

ウ 第4条に定める整備を行ったことを示す表示板を、丙が設置することを申し出たときは、その設置を認容すること。

エ 対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理に当たること。

（3）丙の義務

第4条に定める事業を実施し、事業に要する補助金の交付申請を行うこと。

（災害等による損害）

第7条 事業実施中及び完了後、火災、天災その他甲及び丙の責に帰し得ない事由により対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

2 事業完了後、対象森林の林相が著しく変化したり、または立木その他に損害を生じる場合にあっては、甲及び丙はその責任を負わない。

(協定の承継等)

第8条 乙はこの事業を実施した森林を第三者に譲渡した場合、及び新たな権利を設定した場合、若しくは相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定の承継を行うものとする。

2 前項の場合において、譲渡を受けた者、及び新たな権利関係者がこの協定の承継を拒んだときは、乙は、補助金相当額を知事に返還するものとする。ただし、相続により所有権の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだときは、所有権の移転を受けた者が補助金相当額を知事に返還するものとする。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(特別の事情による協定の失効)

第9条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供される時。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第6条第2号の義務に違反したときは、丙は補助金相当額を知事に返還するものとし、乙は当該返還に係る費用を負担するものとする。

(協定終了後の施業方法)

第11条 乙は、協定が終了した後においても、第1条の目的の達成を図るため、対象森林を非皆伐施業とするよう努めること。

(ボランティア等への活動場所の提供)

第12条 乙は、事業を実施した箇所について、森林ボランティア等の活動の場として無償で提供し、ボランティア活動に積極的に協力するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項については、別途甲、乙、丙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

また、丙は補助金交付申請において本協定書の写しを知事に提出するものとする。

年 月 日

甲 市町村長

乙 住所  
土地所有者氏名

丙 住所  
事業実施者氏名

別記  
様式第 1 号

文書番号  
年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者氏名

年度水を貯え、災害に強い森林づくり事業整備区域指定承認申請書

下記のとおり、水を貯え、災害に強い森林づくり事業の整備区域として指定したいので、水を貯え、災害に強い森林づくり事業実施要領第 4 の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 整備予定区域

所在地	林小班	面積	事業内容

注) 事業内容の欄は、実施要領第 2 の該当事業内容の番号を記入するものとする。

## 水を貯え、災害に強い森林づくり事業指定区域概要書

市町村名	
所在地	

番号	区 分	内 容
1	市町村森林整備計画上の区分	
2	過去の災害発生の有無	
3	災害危険地区指定の有無	
4	保 全 対 象	保全対象の種類
		人家の戸数
		保全対象からの距離
5	要整備森林・要間伐森林指定の有無	
6	森林の状態	
7	その他特記事項	

注1) 指定区域概要書には指定区域を明示した位置図を添付すること。

注2) 「わが町の水とくらしを守る森林づくり推進事業」で公有化した森林を対象地とする場合は、その他特記事項へその旨を記載すること。

様式第2号

発番号

年 月 日

宮崎県知事 殿

事業実施主体名

年度水を貯え、災害に強い森林づくり事業計画書

このことについて、下記のとおり水を貯え、災害に強い森林づくり事業として施行したいので、水を貯え、災害に強い森林づくり事業実施要領第6の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 事業費明細

事業費明細

実施市町村	整理番号	造林事業申請番号	大字字地番	林小班	構造規格又は規模	事業量		単価 (円)	間接費率 現場監督費 社会保険料等 (%)	事業費 (円)	経費内訳 (円)			備考
						面積 ha	延長 m				造林事業補助金	当該事業補助金	その他	
			----- -----											
			----- -----											
			----- -----											
			----- -----											
			----- -----											
			----- -----											
			----- -----											
			----- -----											
			----- -----											
合計														

注：事業費は、森林整備事業交付要綱に準じて算出するものとする。  
備考には、要領第4に規定する整備区域指定について、過去に承認を受けている場合は既承認年月日を記載する。